

陳 情 文 書 表

7 陳情第 116 号

指定管理者選定における重大事故報告漏れと

評価の公平性に関する事実確認および再考の

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 24 日
(西暦 2025 年)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市中町	
	氏 名	大宮 茂太郎	印 ほか 人
	連 絡 先	()	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 連 絡

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年
受 理 年 月 日	令 和 7 年 10 月 24 日	9:08
受 付	担 当	主 任
山 滌	山 滌	（斜線）
（印）	（印）	（印）
（印）	（印）	（印）
（印）	（印）	（印）

令和7年10月24日

宛先) 小金井市議会議長

斎藤 康夫 様

氏名 : 大宮 栄太郎

住所 : 小金井市中町 [REDACTED]

連絡先 : [REDACTED]

指定管理者選定における重大事故報告漏れと評価の公平性に関する 事実確認および再考の陳情書

拝啓 貴議会におかれましては、日頃より市民福祉の向上にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私は、令和6年度に実施された「小金井市総合体育館および栗山公園健康運動センター」の指定管理者選定に関して、情報公開請求を通じて応募事業者が提出した資料を確認いたしました。

その中で、選定された「みんなでつなごう小金井のまち共同事業体（野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社・日本メックス株式会社）」が提出した「重大な事故または不祥事に関する報告書」には「該当なし」との記載がありました。しかしながら、共同事業体が運営する「メガロス武蔵小金井」において、2024年3月にスイミングスクール中の児童が溺れる事故が発生しており、報道等でも確認されております。

この事故は、施設利用中の児童の安全に関わる重大な事案であり、指定管理者制度における「重大事故」に該当する可能性が高いと考えられます。にもかかわらず、応募資料において報告がなされていないことは、他の応募事業者との公平性を欠く評価が行われた可能性があり、また事故の未然防止や行政指導の機会が失われたことも懸念されます。

つきましては、以下の点について貴議会において事実確認および評価の再考をご検討いただきたく、陳情いたします。

1. 上記事故が「重大事故」に該当するかどうかの市の見解の確認
2. 応募資料における「該当なし」の記載が適切であったかの検証
3. 選定委員会において、事故の有無が評価に影響したかどうかの調査
4. 今後の指定管理者選定における事故報告の確認体制の強化
5. 必要に応じて、選定結果の再考または再選定の検討

市民の安全と信頼性の高い施設運営のため、透明性と公平性の確保を強く要望いたします。何卒、誠意あるご対応を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<添付資料>

- (メガロス資料) キッズスイミングスクール事故について
※2024年3月にメガロス武蔵小金井で発生した事故に対して、同事業者からキッズスイミングスクールへ通わせる保護者向けに配布された資料です。
- 重大な事故または不祥事に関する報告書
※R6事業者選定においてメガロスが提出した報告書。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第118号

適格請求書等保存方式の2割特例、8割控除を2026年9月以降も継続を求める意見書を政府に送付することに関する陳情書

趣 旨

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施後、消費税免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられています。取引先からインボイス取得を要請され、断れば取引が打ち切られる事例も出ています。やむなくインボイス登録した小規模事業者でも、負担の重さに事業継続を断念してしまう人が少なくありません。

現在、インボイス登録により消費税課税事業者となった小規模受注事業者は、売上に係る消費税額から8割を差し引いて納付税額を計算するいわゆる「2割特例」が適用でき、また発注事業者は免税事業者からの仕入れにかかる消費税相当額の8割を仕入税額とみなして控除できるいわゆる「8割控除」が経過措置として実施されており、中小零細事業者の経営が維持できている実態がある中、国は2026年9月末をもって「2割特例」を廃止、「8割控除」を「5割」に縮小する予定です。

せめて直前に迫った「2割特例」と「8割控除」の廃止・縮小を取りやめ、建設業中小零細事業者の経営確保こそが喫緊の課題と考えます。下記を要請します。

陳情事項

1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付していただくこと

令和7（2025）年 10 月 30日

陳情代表者	住 所	国分寺市東恋ヶ窪	
	氏 名	東京土建一般労働組合小金井国分寺支部 執行委員長 南哲司	ほか 111人
	連絡先		

発言を申し出ます。

発言者	住 所	国分寺市東恋ヶ窪	
	氏 名	南哲司	
	連絡先	()

（宛先）小金井市議会議長

議事係 山下屋敷	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受理年月日	令和7年10月30日 13:30					
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長	
（満）	（山下）	（豊島）	（豊島）	（西村）	（伏見）	（斎藤）	

令和7年10月30日

令和5年12月1日

適格請求書等保存方式の2割特例、8割控除を2026年9月以降も継続を求める意見書を政府に送付することに関する陳情書

東京土建一般労働組合小金井国分寺支部
執行委員長 南 哲司
国分寺市東恋ヶ窪 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

小金井市議会議長

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情

陳情の要旨

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施後、消費税免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられています。取引先からインボイス取得を要請され、断れば取引が打ち切られる事例も出ています。やむなくインボイス登録した小規模事業者でも、負担の重さに事業継続を断念してしまう人が少なくありません。

現在、インボイス登録により消費税課税事業者となった小規模受注事業者は、売上に係る消費税額から8割を差し引いて納付税額を計算するいわゆる「2割特例」が適用でき、また発注事業者は免税事業者からの仕入れにかかる消費税相当額の8割を仕入税額とみなして控除できるいわゆる「8割控除」が経過措置として実施されており、中小零細事業者の経営が維持できている実態がある中、国は2026年9月末をもって「2割特例」を廃止、「8割控除」を「5割」に縮小する予定です。

せめて直前に迫った「2割特例」と「8割控除」の廃止・縮小を取りやめ、建設業中小零細事業者の経営確保こそが喫緊の課題と考えます。下記を要請します。

陳情 事項

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付していただくこと

【署名欄】

氏名	住所	所
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

陳情文書表

7 陳情第 19 号

小金井市内の小・中学校における「いいわ」をなくす

取り組みに関する

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 11 月 17 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都八王子市館町	
	氏 名	一般社団法人美存文京クラブ 代表 伊藤豪	印 ほか 人
	連絡先	()	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都八王子市館町	
	氏 名	伊藤豪	
	連絡先	()	

(宛先) 小金井市議会議長

議事係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年
受理年月日			令和 7 年 11 月 17 日 15:35			
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長

令和7年11月17日

小金井市議会議長 殿

陳情者

団体名 一般社団法人 共存共栄クラブ

代表 伊藤 豪

住所 東京都八王子市館町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

Mail [REDACTED]

小金井市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情 書

[陳情要旨]

小金井市内の小・中学校における「いじめ」の発生件数を減らすために、下記事項を実施願いたい。

- 1 小金井市内の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、小金井市のホームページ内の目に付きやすいところに公開すること。
- 2 その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、市民と共有すること。
- 3 市民と協力し、その目標を達成する努力をすること。

※1は、必ず実施していただきたいこと。2は、なるべく実施していただきたいこと。3は、可能であれば、自治体の実情に合わせて、できる範囲内でいいので、やっていただきたいこと。

[陳情理由]

「いじめ」は、相手に肉体的・精神的苦痛を与え、勉強に集中できなくさせ、学力を低下させ、不登校にし、相手の人生を狂わす、とても重大な問題行動です。

それは、重大な人権侵害であり、絶対にやってはならないことです。

政府統計によると、2023年度に全国の小・中・高校、特別支援学校で認知された「いじめ」は、732,568件でし

た。

政府は、この状況を改善するために、平成29年度から全国の小学校で、30年度から全国の中学校で、道徳教育を教科として、新たに実施するようになりました。ですが、「いじめ」を減らすことは、できません。

それどころか、平成29年度から令和5年度にかけて、「いじめ」の認知件数は、約32万件も増えています。

のことから、政府は、「いじめ」を減らす方法を十分に理解していないことが分かります。

私は、この状況を改善するためには、以下のことを実施する必要があると考えています。

- ・各自治体の小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、自治体のホームページで公開すること。
- ・その数値から数値目標を設定し、それもホームページで公開し、地域住民と共有すること。
- ・地域住民と協力して、その目標を達成する努力をすること。

これらが必要な理由は、「いじめ」を無くす上で最も重要なのは、地域住民の努力だからです。

学校において「いじめ」をするのは、自治体の職員でも学校の先生でもなく、生徒です。

また、生徒が「いじめ」をする一番の原因是、家庭において、道徳教育が十分に行なわれていないからです。

子供の人格形成に最も強い影響を与えるのは両親であり、家族です。

ですから、「いじめ」を無くす上で、学校における道徳教育を充実させることは重要ですが、「家庭における道徳教育を充実させること」の方が重要なのです。

また、子供たちと接点があり、身近な存在である地域住民による「見守り」や「声かけ」が重要になるのです。

「いじめ」を無くすために国や自治体ができるることは、ほとんどありません。

主役は、あくまで地域住民です。

ですが、ほとんどの人は、自分が住んでいる地域で、どれくらい「いじめ」が起きているのか、知る方法がないので、それを知りません。

そのため、「いじめ」を意識する機会がありませんし、それを無くす努力をすることもありません。

私は、市町村レベルの「いじめ」の認知件数を公開すれば、多くの人が、「いじめ」を今よりも「身近なこと」「自分ごと」として捉えるようになると考えています。

現在、政府は、都道府県別の「いじめ」の認知件数を公開していますが、都道府県レベルの数値では、「身近なこと、自分ごととして捉えること」「危機感を持つこと」は難しいと思います。

このような考えから、私は以前、複数の自治体（市）に電話をかけ、「その地域の『いじめ』の認知件数を、自治体のホームページで公開するべきだ」と訴えたことがあります。

その時の回答は、いずれも「それはできません」というものでした。※「いじめ」の認知件数自体は、自治体が把握している。把握しているが、公開していないのが現状。

その理由は、「市町村の『いじめ』の認知件数を公開すると、学校や関係者が特定される恐れがあるから」というようなものでした。

一見もっともらしく聞こえますが、私は、その考えは間違っていると思います。

そもそも、「いじめ」というのは、相手に肉体的・精神的苦痛を与え、勉強に集中できなくさせ、学力を低下させ、不登校にし、相手の人生を狂わす、とても重大な問題行動です。

そのようなことが、年間 732,568 件以上も起きていて、しかも改善する兆しが見えないというのは、深刻な状況です。これは、深刻な社会問題なのです。

それなのに、それを解決することよりも、学校や関係者が特定されないようにすることを優先させるというのは、明らかに間違っています。

また、「学校や関係者が特定される」と言いますが、公開するのは、あくまで認知件数なので、簡単に特定されるわけではありません。

認知件数から、それらを特定しようとする人は、ほとんどいないと思いますし、特定しようとして特定できるものではありません。

逆に、ニュースになるほどの「いじめ」の場合、ニュースによって地域や関係者が公開されますし、関心を持った人が、インターネットや SNS 等を駆使して、学校や関係者を特定し、ネットで公開することもあります。

つまり、自治体のホームページで公開しなくても、特定されるときは特定されるのです。

つまり、公開することによって、特定される可能性が格段に高まるということではないのです。

「いじめ」が、年間 732,568 件以上も起きているというのは、非常に深刻な状況です。

この状況を改善するために、小金井市には、勇気をもって、小・中学校における月間、年間の「いじめ」の認知件数を、ホームページで公開してほしいと考えています。

実際に「いじめ」を無くすのは簡単ではありませんが、自治体が、月間、年間の「いじめ」の認知件数を公開し、地域住民と共有し、数値目標を設定することは、「いじめ」を無くす上で必要不可欠な、とても重要な一歩です。

陳情文書表

7 陳情第(20号)

「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を
下める意見書提出に関する

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和7年11月17日
(西暦2025)

陳情代表者	住 所	東京都八王子市館町	
	氏 名	一般社団法人夫存共榮クラブ 代表 伊藤豪	印 ほか 人
	連絡先	()	()

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都八王子市館町	
	氏 名	伊藤豪	
	連絡先	()	

(宛先) 小金井市議会議長

議事係
山本

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 11 月 17 日 15:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
(山本)	(山本)	(小金井市議会議長)	(議長)	(次長)	(局長)	(議長)

令和7年11月17日

小金井市議会議長 殿

陳情者

団体名 一般社団法人 共存共栄クラブ

代表 伊藤 豪

住所 東京都八王子市館町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

Mail [REDACTED]

「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情書

[陳情要旨]

日本には、外国人による土地購入を規制する法律がありません。そのため、外国人が、全国各地の土地を購入している現状があります。

外国人による土地購入が進むと、安全保障上の問題等があるため、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求める意見書を提出していただきたいです。

[陳情理由]

現在の日本は、世界でも珍しい「外国人が、無条件で土地取引ができる」国です。

カナダは、2027年1月1日まで、外国人による住宅用不動産の購入を原則禁止しています。

シンガポールは、外国人が住宅を購入する際、不動産価格の60%を税金として徴収しています。

アメリカでは、外国人でも基本的に不動産を購入できますが、国家安全保障に関わる取引に関しては、厳格な審査を受けなければなりません。

中国には、土地の「所有権」がなく、購入できるのは「使用権」だけですが、それでも、外国人が不動産を購入する場合には、1年以上中国に居住していることが条件となります。

フィリピンでは、外国人による土地所有は、完全に禁止されています。

外国人が、日本の土地を購入することには、いくつかの問題があります。

まず、固定資産税の徴収が難しくなる可能性があります。

その理由は、「連絡先が海外で、追跡が困難」「言語の壁で、自治体の対応に限界がある」「外国人から外国人への転売は、報告義務がない」「税務担当者の権限は、国外に及ばない」といったことがあるからです。

また、安全保障上のリスクもあります。

自衛隊基地や米軍基地の近くの土地が外国人に買われると、「基地の近くからドローンを飛ばして情報収集」「電波を妨害する装置の設置」「有事の際に施設を攻撃する拠点として利用する」等のことが起こり得ます。

実際、2024年4月に、横須賀基地にドローンが無断侵入し、基地及び護衛艦、駆逐艦、航空母艦などが撮影された事件がありました。

また、海外で、外国人から外国人へ転売した場合、日本に報告する必要がないため、「所有者不明の土地が増える」「公共工事（道路等の建設）を行なうときに、所有者と連絡が取れない」「災害時の対応が困難となる」等のことが起こる可能性があります。

このようなことから、産経新聞社とFNNの調査では、77.2%の方が「外国人による不動産取得を規制すべき」と答えています。（2025年7月26・27日実施の合同世論調査）

私は、これらのことから、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求めたいと思い、この陳情書を提出いたします。

陳 情 文 書 表

7 陳情第(2)号

「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を
手こねる意見書提出に関する

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和 7年 11月 17日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都八王子市館町				
	氏 名	一般社団法人共存共榮クラブ		印	ほか	人
		代表 伊藤 豪				
(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)						
連 絡 先	()					

発言を申し出ます。

発言者	住所	東京都八王子市館町
	氏名	伊藤豪
	連絡先	()

(宛先) 小金井市議會議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 11 月 17 日		15:35		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

識事係
半歲

令和7年11月17日

小金井市議会議長 殿

陳情者

団体名 一般社団法人 共存共栄クラブ

代表 伊藤 豪

住所 東京都八王子市館町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

Mail [REDACTED]

「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情書

[陳情要旨]

現在、外国籍を持つ公務員が増えていますが、私は、安全保障上の理由から、これは大変危険なことだと考えています。

そこで、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書を、国に提出していただきたいです。

[陳情理由]

以前は、地方公共団体レベルでは、現業職以外の職種に国籍条項がありましたが、1996年に川崎市が政令指定都市で初めて一般事務職の任用について国籍条項を撤廃しました。

また、1997年に、高知県が都道府県として初めて現業職以外について国籍条項を一部撤廃し、2000年に福井県武生市（現越前市）が、消防職を例外として管理職を含めて国籍条項を撤廃しました。

また、自治省（現総務省）は、1996年11月に「条件付き撤廃」を容認しました。

現在、このように、国籍条項撤廃の動きが広がっていますが、私は、これは非常に危険なことだと考えています。

私は、特に、中国人が公務員になることに、強い危機感を持っています。なぜなら、中国には「国防動員法」と「国家情報法」があるからです。

「国防動員法」は、18歳から60歳までの男性と18歳から55歳までの女性に、国防勤務と平時の国防動員準備業務を義務づける法律です。

「国家情報法」は、国家が行なう情報工作活動に協力することを義務づけるものです。

そして、これらはいずれも、日本在住の中国人にも適用されます。

このように、中国には、「国防動員法」と「国家情報法」があるため、中国人が日本の公務員になったら、彼らが中国政府のために重要な情報を盗む、中国人に便宜を図る、日本人に不利益をもたらすといったことを行なう可能性があります。

中には、そのようなことをしたくない中国人もいると思いますが、「国防動員法」と「国家情報法」は法律であるため、それに従わなければ逮捕されたり、中国にいる家族の身に危険が及んだりする可能性があるので、彼らは逆らうことができず、それに従う可能性が高いと言えます。

「国防動員法」「国家情報法」に関係しているかは分かりませんが、実際、以下のことが起きています。

2019年2月、富士精工の中国籍の社員が、不正な利益を得る目的で会社のサーバーにアクセスし、自動車製造に使用される設計図などの営業秘密の情報を複製したとして検挙された。

2021年4月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など200に上る組織が、大規模なサイバー攻撃を受けた事件において、サイバー攻撃に使用された国内のレンタルサーバーを偽名で契約・使用した疑いで、警視庁が2人の中国人を、私電磁的記録不正作出・同供用容疑で書類送検した。

2023年4月、国内の電子機器メーカーに勤務していた技術者の中国人男性が、スマート農業の情報を不正に持ち出し、中国にある企業の知人2人に渡したとして、警察当局が捜査している。
男性は中国共産党員であり、中国人民解放軍との接点もあったことが判明している。

2023年6月、産業技術総合研究所で、中国籍の主任研究員が、研究成果を中国企業に漏洩したとされ逮捕された。

2023年11月、東京都のパスポートセンターで窓口業務を担当していた委託業者の中国籍の職員が、申請者など1,900人以上の個人情報を不正に持ち出したことが発覚した。

また、米連邦捜査局（FBI）は、「中国当局が中国人留学生に対し、技術情報窃取のターゲットを物色させている」と報告書しています。

ドイツ政府は、「中国の国費でドイツに留学する学生が、留学先の大学や研究機関でスパイ行為を働く危険がある」と懸念を表明、大学に警戒を促しています。

また、2022年に、米連邦捜査局（FBI）と英防諜機関 MI5 の合同記者会見の場で、MI5 のケン・マッカラム長官が「中国共産党は、ビジネスマンや研究者、留学生など多様なチャネルを通じて情報を集める」と指摘しています。

米国シンクタンクの CSIS の「2000 年から 2023 年までの中国による諜報活動に関する報告書」によれば、2000 年以降の米国に対する中国のスパイ活動（技術窃取やハッキングなどを含む）の報告例 224 件のうち、41% に中国の民間人が関与していると報告しています。

これらのことや、中国、韓国で反日教育が行なわれていること等から、日本の公務員に外国籍の人がなることは、非常に危険だと思います。

これは、安全保障にかかわる重要な問題なので、ぜひ、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書を、国に提出していただきたいです。

陳 情 文 書 表

陳情第 121 号

その 1 小金井市新庁舎・新福祉社会館建設事業

12 月議会における市長部局の方針予測と課題分析に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 1 月 20 日
(西暦 2025 年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]			
	氏 名	住田 たつのり	[REDACTED]	ほか	人
		(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
	連 絡 先	([REDACTED])	[REDACTED]	[REDACTED]	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]			
	氏 名	住田 たつのり			
	連 絡 先	([REDACTED])	[REDACTED]	[REDACTED]	

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係	第 1 ガイド 請願・陳情		第 2 ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
	受 理 年 月 日	令 和 7 年 1 月 16 日	16:55			
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長
山下	山浦	山浦	齊根	西村	伏見	議長

1201
令和7年11月25日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつのり

住所 小金井市梶野町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

その1 小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業

12月議会における市長部局の方針予測と課題分析に関する陳情書

1. 現状の課題と12月議会への期待

小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業は、今年に入って二度にわたる入札不調に直面し、建設費の高騰、施工体制の課題、電気技術者等の技能者不足といった厳しい現実が顕在化しています。今年7月の2回目の入札不調報告以降、「検討中」という回答が数か月にわたり継続しており、市民の不信感が増大しています。このような状況において、12月議会では市長部局に対し、具体的な検討内容の開示と今後の事業方針の提示が強く求められています。

2. 市長部局の基本方針:事業継続への強い意図

市長部局が提示する可能性が高い方針は、事業継続を前提とし、建設費の増額、設計の一部見直し、および入札条件・方法の改善を組み合わせた現実的な対応策であると推測されます。その根拠として、市長部局が「建設費の増額による応札促進」「設計見直しによるコスト抑制」「契約条件の見直し」「事業の中止・延期」の全てを検討対象としている点が挙げられます。これは、事業の完全な中止や大幅な計画変更ではなく、現行事業の枠内での解決策を模索する姿勢を示唆していると考えられます。

3. 議会の動向と市長の姿勢

昨年4月・5月に実施された住民投票を求める直接請求運動は、市長の反対意見と議会の多数決により否決されました。この経緯は、現時点での議会の多数派が、市民の直接的な意見表明よりも事業推進を優先する姿勢を示していると解釈できます。市長も

住民投票条例案に対し反対意見を付しており、事業推進への強い意図を有していると推察されます。これらの背景から、市長部局は議会の理解を得つつ、事業継続を前提とした現実的な解決策を提示する可能性が高いと見込まれます。

4. 予測される具体的対応策と現行設計案の市場価格評価

市長部局は、入札不調の直接的な原因である建設費高騰に対応するため、一定の予算増額を提案するとともに、市民からの要望も踏まえ、一部設計の見直し（例：VE 提案の範囲緩和）を行うことで、コスト削減と応札意欲の向上を図る方針が想定されます。

さらに、施工体制の確保や技能者不足に対応するため、入札時期の調整や入札方法の工夫（例：発注時期の見直し、分離発注の検討等）も検討される可能性があります。

この際、現設計案（市長案）が現在の市場価格でいくらで建設可能かを明確にするため、建設会社への精算見積もり業務の依頼と、その結果の議会・市民への提示が、検討プロセスの透明性を高めるうえで不可欠であることを強く訴えたいです。

5. 再不調がもたらす深刻なリスクと課題認識

しかし、仮に市長部局が建設費の増額と VE 提案の限定的な緩和にとどまり、根本的な設計思想や市民合意形成の課題を解決しないまま再入札に踏み切った場合、再び入札不調に終わる蓋然性が高いと言わざるを得ません。9月、11月の陳情書でも指摘してきたように、「要件の不確かさ」「現場リスクの増大」「発注側意思決定の不透明さ」といった構造的要因が解消されなければ、市場はリスクを適切に評価できず、応札回避が合理的な選択となるからです。

この場合、市長は事業推進能力に対する信頼をさらに失墜させ、政治的な立場が極めて困難になることが予想されます。また、市民にとっては、事業の長期化による建設費の一層の高騰、老朽化した本庁舎の利用継続による利便性の低下、そして行政への不信感の増大という多大な損害が生じることになります。このリスクは極めて高く、単なる価格調整にとどまらない抜本的な見直しこそが、最短での事業実現に繋がるという認識を、行政は持たなければなりません。

別表（第2条、第9条関係）

「現行案」と「見直し案」の比較表

現行案	項目	見直し案
17, 130m ²	床面積（基本設計段階）	概ね14, 265m ² (執務スペース、会議室、集会室等の面積は現行案と同等とする。)
自動車109台（うち23台は臨時駐車場） 自転車451台	駐車台数 駐輪台数	自動車概ね124台 自転車概ね451台
庁舎部分には揺れを吸収する免震構造を採用。福祉会館部分には激しく揺れる耐震構造を採用	構造	庁舎部分も福祉会館部分も揺れを吸収する免震構造を採用
想定される最も激しい雨量の場合、建物以外の敷地の大半が浸水する設計	浸水対策	想定される最も激しい雨量の場合でも、敷地全体が浸水しない設計
敷地内北西角に928m ²	地上ひろば	敷地内南側に概ね3, 000m ²
ひろばと駐車場が隣接する。	安全性	ひろばと駐車場が隣接しない。
机や設備が固定式で、レイアウトを変えられない。	議場スペース	机や設備を可動式とし、レイアウトの自由度を確保

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票

投票用紙

○注意事項

- (1) 「現行案」または「見直し案」いずれかの欄に○をつけてください。
- (2) ○のほかは何も書かないでください。
- (3) 投票用紙を複写（コピー等）して使用することはできません。

	現 行 案
	見 直 し 案

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例案に対する意見

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例案（以下「本条例案」という。）には反対である。

理由は、以下のとおりである。

第1 新庁舎等建設に係る経緯及び今後について

1 これまでの経緯について

本市の新庁舎等建設事業については、昭和61年に建設候補地の検討を開始し、平成23年3月に新庁舎基本構想を策定し建設予定地を選定した。平成25年3月には新庁舎建設基本計画を策定したが、平成26年度には事業自体を凍結することとなった。その後、新庁舎を含む施設の複合化を検討することとなり、平成30年12月に新庁舎・（仮称）新福祉会館複合化整備方針を策定した。これを受け、平成31年3月から基本設計に着手し、令和2年3月にこれを完了して、同年6月から実施設計に着手し、一旦は中断したものの、令和5年10月から実施設計を再開して現在に至っている。

これらの経緯は、市ホームページや市報で公表し、市議会へも報告してきているところではあるが、改めてこれらをまとめ、資料1及び資料2として添付しているので参考されたい。

2 実施設計の進捗状況及び今後について

実施設計の主な作業工程には、設計内容の検討、図面作成、各種申請手続、積算がある。現在の進捗状況としては、設計内容の検討及び図面作成は完了しており、各種申請手続については、本年7月に建築確認申請書を提出、翌8月には建築確認済証交付の見込みである。また、積算については実施中である。本年10月には、実施設計は完了する予定であるところ、現状は実施設計の最終段階にある。

そして、「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について」においては、今後の想定スケジュールについて、本年12月に工事予算可決、その後施工者選考を行い、令和7年7月着工、令和9年11月竣工、令和10年4月供用開始としている。

このように、新庁舎等建設事業は、約40年にわたる年月をかけ、最終局面を迎えている。

第2 「現行案」と「見直し案」を比較対象とした住民投票について

「現行案」と「見直し案」を比較対象とした住民投票は適当ではないことについて意見を述べる。

条例案第2条の定義から明らかなとおり、「現行案」とは現設計案であり、設計そのものである。他方、「見直し案」とは、請求代表者において、現設計案のうち幾つかの項目を取り上げ、これを見直すべき項目として提案するにすぎないものであり、設計ではない。

第1及び資料1のとおり、現設計案は、幾つもの段階を経て具体化され、既に実施設計の段階に入り、本年10月にはこれが完了するという最終段階にある。

この間、基本設計については、実績、体制等の参加資格を備えた設計者を広く公募し、プロポーザルによって公正に選定した設計者において設計されている。かかる基本設計は、当該設計者において、中断前には実施設計の積算まで終えており、施工者が実際に工事を進めることができるよう詳細部分まで設計を行っている。

また、現設計案は、各段階で市民参加の手法を用い、市民の意見を取り入れており、特に設計段階においては、市民ワークショップ、UDレビュー、こがねいミーティング、市民説明会、設計レビュー、パブリックコメント等の多くの市民参加の機会を設け、可能な限りの市民の意見を反映している。

加えて、現設計案は、各段階で市議会での意見及び決議を踏まえて検討を進めており、特に市議会で可決された決議については、その都度対応を検討、判断、決定し進めてきている。結果として、清掃関連施設の暫定移設を行わない施設配置、発注方式の見直し、広場面積の拡大、浸水対策に係る外構レベル等の見直し、現設計の検証実施などの対応を行い、現設計案に至っている。

当然に、これに関連する予算は、都度、意思決定機関たる市議会の議決を得ている。令和5年6月には、中断していた実施設計を再開するための予算案を令和5年第2回定例会に提出したが、議員提案によって、再開に当たり現設計案の検証を実施する予算を含めた予算案に修正可決された。これを受け、同年7月～

8月に検証を実施し、その結果を踏まえ、同年10月から実施設計を再開しており、また、同年10月～11月には市民説明会を開催した。この検証結果や市民説明会での意見を踏まえ、実施設計を完了するべく最終段階の予算が、令和5年第4回定例会において議決されている。そして、令和6年10月には実施設計を完了する予定となっている。

このような経緯がある現設計案（「現行案」）と、設計ではない「見直し案」とが、到底、比較対象にならないことは明白である。

仮に「見直し案」なるものを比較対象にするとしても、現設計案を「見直し案」とおりに修正するとして、その工事遂行可能性は不透明であり、現設計を大きく変更する、又は計画を大きく方向転換せざるを得ないとなれば、これまで支出した4億円と同額程度の追加支出のほか、これまでの経過を踏まえると実施設計完了までに相当程度の年数が必要となり、着工の見通しが立たなくなる可能性がある。また、公正なプロポーザル手続を無視することになるばかりでなく、これまでの市民参加による市民の意見反映や市議会での議論も踏まえた現状を無視することとなり、民主的手続を否定するものともいえる。

以上のとおり、この両者の賛否を問う住民投票は適当ではないと言わざるを得ない。

第3 請求の要旨について

本条例案の制定を請求する「請求の要旨」（議案第38号資料）において現設計案には多くの問題があり見直しが必要であると請求者が主張する点に対して、現設計案は現状において何ら問題はなく適正な設計案であることについて意見を述べる。

1 建設工事費について（請求の要旨①について）

建設費については、過去に例のない資材価格の高騰に直面したことを踏まえ、現在は、その概算を約115億円と見込んでいるが、平米単価により直近の都内における新庁舎建設事例と比較すると、平均的な金額である。

2 広場について（請求の要旨②について）

広場については、「平常時は市民が憩え、イベント等にも利用でき、また災害時

には様々な用途に対応できる空間として整備する」との新庁舎建設基本計画における基本コンセプトを踏まえ、現設計案では基本設計時のパブリックコメントを反映し、実施設計において北西側広場の面積を基本設計時の約4倍となる928m²に拡大している。また、広場外周に花壇やベンチを配置し、子どもの広場から車両通路への飛び出しを抑制するようにし、安全性には十分な配慮を行っている。

3 耐震及び免震構造について（請求の要旨③について）

現設計案では、（仮称）新福祉社会館に関連する用途に使用する施設の耐震に関する目標水準は、国土交通省監修の基準上の分類における構造体のⅡ類、重要度係数1.25に位置付けられるところ、（仮称）新福祉社会館で採用している耐震システムは、本庁舎と同等の構造体Ⅰ類、重要度係数1.5とし、市内における他の公共施設よりも耐震性能の向上を図っている。また、現設計案は建築基準法に基づく構造方法に係る国土交通大臣認定を受けており、安全性に何ら問題はない。

4 浸水対策について（請求の要旨④について）

現設計案は、建物1階の床レベルを浸水しないレベルまで嵩上げした上で、外構は災害時の事業継続には何ら問題がないものとなっている。

5 市民参加について（請求の要旨⑤について）

先述のとおり、現設計案は、基本構想、基本計画、建設計画調査、設計者選考委員会、基本設計で市民ワークショップ、市民説明会、パブリックコメントなどの市民参加、実施設計等の手順を踏み、関連する予算についても、都度、市議会の議決を得ており、民主的な手続を経て進めてきたものである。

第4 結語

1 以上のとおり、現設計案は、市民の意見反映や市議会での議論も踏まえた現状において適正な設計案である。また、現設計案と設計ではない「見直し案」とは比較対象にならず、この両者の賛否を問う住民投票は適当ではないと言わざるを得ない。

したがって、本条例案には反対するものである。

2 最後に、私は、令和4年11月の市長選挙で、新庁舎・(仮称)新福祉社会館について「財政的課題をクリアの上、早期建設に向けて動く」ことを選挙公約に掲げ当選し、市長就任以降、再開に向けての検討を行ってきたが、再開に際しては、設計内容や財政見通しを示していくことが必要不可欠であると考えていた。その中で、「現設計を進めることを基本として、可能な限り早期実施を目指す」、また「事業を実施しても市財政の見通しは十分に成立する」との判断に至り、市議会からも一定の理解が得られたことから、令和5年10月から実施設計を再開している。

福祉・協働・交流のまちづくりの拠点づくり、本庁舎の老朽化、抜本的な組織改正、職員のパフォーマンスの向上、跡地活用、第二庁舎の賃料解消等、市政を取り巻く現状も踏まえれば、早期に新庁舎及び(仮称)新福祉社会館を建設すべきであって、実施設計の最終段階にある現設計案を基に建設することが合理的であり、当然であると考える。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 123号

その2 小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業

市民の願いが息づく庁舎へ

行政に求められる判断と建築の公共的価値に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 1 2 月 0 1 日
(西暦 2025年)

	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]	
陳情代表者	氏 名	住田 たつのり (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)	ほか 人
	連 絡 先	([REDACTED])	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]	
	氏 名	住田 たつのり	
	連 絡 先	([REDACTED])	

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 様	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限		5 年
	受 理 年 月 日	令 和 7 年 1 2 月 1 日	16:55				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
	(山 清)	(山 清)	(桂)	(桂)	(西 村)	(伏見)	(麻 麻)

令和7年11月25日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつのり

住所 小金井市梶野町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

その2 小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業

市民の願いが息づく庁舎へ

行政に求められる判断と建築の公共的価値に関する陳情書

1. 市民が求める行政の判断:信頼と透明性の再構築

小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業において行政に求められている判断は、単なる事業の継続やコスト削減にとどまりません。事業の透明性の徹底、市民参加プロセスの再構築、そして市民との信頼関係の再構築こそが不可欠です。二度にわたる入札不調と住民投票条例案の否決という経緯は、市民が行政の意思決定プロセスや事業計画そのものに對し、強い不信感と疑問を抱いている現状を明確に示しています。

2. 入札不調と住民投票否決が示す市民の深い不信感

9月および11月の陳情書で一貫して訴えてきたことは、入札不調の原因究明と説明責任の徹底、そして今後の事業推進における市民意見の反映の必要性です。陳情書では「二度の入札不調に至った最大の原因是、発注条件と価格設定が建設市場の現状に乖離していた」と指摘しました。加えて「行政が情報公開に消極的で、市民や施工者の意見を十分に反映しないまま入札条件が決定すると、設計案の妥当性や現場対応力に疑惑が生じる」とも述べ、行政の情報公開姿勢と市民参加の不足が根本的な問題であると訴えています。また、2月および9月の陳情書では、議会の「言いっぱなし」の姿勢や、政党間の対立が議論の深化を阻害していることへの懸念も示しました。

3. 求められる説明責任と現設計案の客観的評価

したがって、行政に求められる判断は、まず「検討中」という曖昧な姿勢を改め、入札不調の原因と今後の対応策について、市民に分かりやすく、かつ具体的な説明を行うこと

である。そのためには、現設計案（市長案）が現在の建設市場においていくらで建設可能なかを明確にしなければなりません。具体的には建設会社に精算見積業務を依頼し、その金額を議会と市民に提示することが喫緊の課題です。これにより、事業の現実的なコストを市民と共有し、今後の議論の共通基盤を築くことができます。

4. 建築が追求すべき本質的価値：民意を尊重した建築の追求

さらに重要なことは、この事業の目的が単なる「箱物」の建設ではなく、市民の生活を豊かにし、地域社会を活性化させるという、建築が担うべき本質的な公共的価値を実現することです。そのためには、建設費の多寡だけでなく、市民の多様な声に耳を傾け、その本質を反映した、真に民意を尊重した建築を模索する姿勢が不可欠です。

形式的な手続きに終始せず、市民が誇りを持てるような、機能的でありつつ、世代を超えて愛され、公平かつ持続可能な価値を内包する質の高い空間を追求する視点に立ち返り、合意形成を最優先に進めることができます。行政に求められています。

特に、免震構造の庁舎と耐震構造の福祉会館を一体的に連結する現設計案については、地震時の異なる挙動が利用者の安全性や快適性に及ぼす非合理性を、市民が繰り返し指摘しています。これは、特に高齢者や障害のある方々にとって、転倒やパニック、介助の遅れなど、直接的なリスクに繋がりかねません。そのため、構造方式の統一や代替案の検討など、より合理的な設計への見直しを行い、市長はその判断根拠を明確に説明することを強く求めます。

5. 市民参加プロセスの再構築と新たな事業推進のあり方

住民投票条例案が否決されたからといって、市民の意見を軽視することは許されません。市民説明会やワークショップの開催、パブリックコメントの積極的な活用などを通じて、真に市民が事業に参画し、納得できる合意形成を目指すことが不可欠です。

11月の陳情書で提案した「シナリオD」のように、市民の声を「要望の見える化」として整理し、予算、規模、災害への備え、環境への配慮といった多角的な視点から、市民が誇りを持てる新庁舎計画を策定し、設計者と施工者が一体となって進める新たな事業推進のあり方が強く求められています。市民の願いが息づく庁舎を築くためには、市長が市民の声を真摯に受け止め、その公共的価値を建築として具現化する責任があることを事業推進の根本に位置付けることを遵守いただきたいです。

直接請求署名収集の際に市民から寄せられた声(要旨)

2024/07/15 現在

【耐震構造に関する意見】

- ① 庁舎と福祉会館を同時着工、同時完成することだが、別々の建物にする意味が分からない。ましてや片方だけに免震構造を採用するのは理不尽だ。
- ② 私は建築設計の仕事をしているが、あえて複雑な構造にする必要性がまったく感じられない。このような設計で進めることには絶対に反対である。
- ③ シンプルな構造にした方が良い。
- ④ こんな実験的な設計にして、いったい誰に利益があるのか？ 私はかつて大手ゼネコンに勤務していたが、首をかしげている。
- ⑤ 家族に障がい者がいるが、福祉会館が激しく揺れる構造だと聞いて驚いている。なぜ庁舎と同等の免震で建てないのか、理解に苦しむ。
- ⑥ 建物が人を選んでいる、差別しているようだ、あなたはこちら、私はあちら。行先によって地震の時に揺れが違うのはおかしい。どちらも1つの小金井市の建物よね。どなたがそれでよいと決めたの。私たち高齢者は差別されているよう、、、そういう考えをする市だとは知らなかつた。暗く重い気持ちになつた、この市に住むのが嫌になりました。心が晴れない。
- ⑦ 私は東日本大震災の時に仙台に住んでいました。私の住むマンションはL字側構造でした。地震の時、マンションは半壊となりました。現在の新市庁舎の設計も同じL字型構造と聞き、不安を感じています。是非設計の見直しをしていただきたいです。

【地上ひろばに関する意見】

- ① ジャノメ跡地のそばに住んでいるが、公園がない地区なので、庁舎建設と公園の整備は両立させてほしい。
- ② 清掃用の施設が残っているから建物を南に寄せたと聞いたことがある。先ほどの話では清掃用の施設が着工までに撤去されることになったとのことだが、それなら南側にきちんとした広場を整備できるのではないか。面倒くさがらずにきちんと対応してほしい。
- ③ いつも保育園の子どもたちがたくさん遊んでいるのを見かけている。子どもの成長のためにも、なるべく大きい公園をいつしょにつくるべきでは。
- ④ 今の広場と同じくらいの面積のひろばを作ろうとしたら土地代がいくらかかるのか。庁舎といっしょに作ってしまった方が財政的にも効果的なのでは。
- ⑤ 我が家で家族会議を開いたのですが、全員一致で「見直し案」がいいということになりました。子どもたちは特にひろばを重視したようです。

【議場の市民利用に関する意見】

- ① なんでこんな当たり前のことができないのか。机などを可動式にすることに反対している議員はいったい何を考えているのか。私は他の項目ではなく、この項目を一番重視している。
- ② 小金井は会場不足で予約するのも骨が折れる。会議を開かない土日祝日などは多目的な市民利用ができるよう机などは可動式にすべきだ。有料で貸せば収入にもなる。財政難なんだから少しは頭を使ってほしい。私は音楽関係の活動をしているので、練習室としても使わせてほしい。
- ③ 以前、この件は議員のチラシで読んだことがある。そんなに大きな議場にする必要があるのか疑問だ。天井も高くすると聞く。で、市民に使わせるための配慮はゼロというはどういうことなのか。

【敷地の浸水に関する意見】

- ① うっかり浸水対策を忘れていたとのことだが、専門家は市役所にはいなかつたのか。年々想定される最大雨量が引き上げられているので、ぎりぎりのラインでも不安が残る。ましてや浸水することが前提の設

計というのはどういう了見なのか。チラシを拝見してとても驚いている。

【床面積に関する意見】

- ① 今後人口も減るし、税収も減る。それを見越した設定にした方がいいのでは。大きな庁舎を建てるに、ランニングコストも相当な負担になる。
- ② 保健センター跡の(庁舎としての)活用も一時期浮上していたみたいだが、その後どうなった?。そうすれば建てなければならない庁舎の床面積はかなり減るだろう。

【駐車場に関する意見】

- ① 地下駐車場をつくらず地上駐車場だけにするのが見直し案だが、駐車場の台数は見直し案の方が多い。その上でひろばの面積も見直し案の方が圧倒的に広い。市長や市議会が市民の利便性を重視しているなら、見直し案で建設しない理由が見当たらない。

【建設コストに関する意見】

- ① このチラシによると現行案は 115 億円にまで建設費が増えてしまった。そのまま進めいいかどうか、市民の同意をきちんと取り付けことは一度もない。最初の話を金額が相当違うのだから、丁寧に進めた方がいい。
- ② 図書館本館の建て替えを期待しているが、そのための貯金がゼロだと聞いている。庁舎にだけお金を注ぎ込むのは疑問だ。
- ③ 学校給食の無償化。なぜ小金井市はやろうとしないのか。ムダ遣いばかりやっていないで、ちゃんと実施してほしい。
- ④ 特にお金の件について、市からちゃんとした説明があったことが一度もないと記憶している。
- ⑤ 中身がわからなかつたので、漠然と現行案でいいのかなと思っていた。借りている庁舎の賃料もムダだと思うが、現行案だとそれと同じくらいのムダ遣いが 70 年も続くと聞いて、考えが変わった。署名を集めますよ。

【その他の意見】

- ① どう見ても、見直し案の方が良いと考えるが、なぜ市長や市議会は現行案にこだわるのか。内容以外の理由があるのか。教えてほしい。
- ② セカンドオピニオンという意味では、見直し案と比較することで現行案の欠点がよく理解できた。拙速はいかんよ、拙速は。頭を使いなさい。
- ③ 住民投票条例なら、見直し案賛成の議員も、現行案賛成の議員も、賛成できるのではないか。自分が推している案に自信がないなら別だが。多くの市民に支持されている案で進めているという方が説得力があると思う。
- ④ 見直し案に賛成です。ただ、意見は色々とあり尊重しあうべきとは考えています。伺いたいのは、白井市長が現行案に転向した理由を明確且つ合理的に説明いただきたい。市議会議員時代には、前市長案に反対し、それを公約に当選したと理解しています。余談ですが、保育園廃止も転向なさいましたよね。説明責任を果たして欲しい。でなければ、現行案の方が白井市長にとって、私的に利益がある、と推測する他はありません。または、首長でありながら、市役所職員のリーダーシップをとれない、と烙印を押すしかありません。私の1票を無駄にしないでいただきたい。こういう事の繰り返しが政治不信、投票率の低下を招いています。

以上

陳 情 文 書 表

陳情第 124号

その3 新庁舎・新福祉会館建設事業における執行権の適正化と
合意形成プロセスの改善に関する提言に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 1 月 20 日
(西暦 2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]	
	氏 名	住田 たつのり (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)	ほか 人
	連 絡 先	([REDACTED]	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]	
	氏 名	住田 たつのり	
	連 絡 先	([REDACTED]	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 7 年 1 月 1 日		16:55			
議 事 係	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
議事係	山 滉	山 滉	議事係	西 村	伊 月	議 長	議 長

令和7年6月21日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつのり

住所 小金井市梶野町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

その3 新庁舎・新福祉会館建設事業における執行権の適正化と

合意形成プロセスの改善に関する提言に関する陳情書

1. 入札不調が示す本質的課題

小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業は、二度にわたる入札不調という事態に直面し、その都度、事業計画の根本的な見直しが喫緊の課題として浮上しています。しかし、今年7月18日以降、「検討中、今何かを言える段階ではない」という説明が数か月にわたり繰り返され、市民の不信感は増幅するばかりです。

この事業の停滞は、単なる建設費の高騰や技術者不足といった表層的な要因だけではありません。その根底には、公共建築の計画策定プロセス、民主的意志決定の透明性、そして執行権の適正な行使という、市政の根幹に関わる本質的な課題が横たわっています。多くの市民がその点を指摘していることを、市長は認識すべきです。

2. 多数決原理の限界と建築の本質的役割

市長及び一部の議会関係者による、住民投票条例案否決の経緯や市民からの提言に対する対応は、形式的な手続きと「多数決こそが民主主義の全てである」という偏った認識に基づいています。これは、合理的な判断と市民・専門家の支持を欠いたまま現設計案（市長案）の推進を図ろうとするものであり、民主主義の質的低下を招きかねない状況です。

建築は、単なる機能を満たす「箱」ではありません。それは、市民の願いを具現化し、地域の歴史と未来を紡ぎ、人々が安心して集い、活動し、そして生活の質を高めるための器です。この本質的な理解なくしては、いかに優れた設計図や巨額の予算が投じられようとも、真に市民に愛され、誇りとなる建築物は生まれません。経験・知識・見識を欠いたまま、多数の力にのみ依拠した決定が、建築の本質的価値を損ない、市民の心から乖離した施設を生み出すことを深く危惧しています。

3. 市長の執行権と市政運営における課題

市長は、市政執行の唯一の権限者として、市民全体の奉仕を目的とする重責を負う。しかし、小金井市政では公約と政策運営の乖離により、市民の期待を裏切る事例が確認されます。特に、都市計画道路問題における公約との乖離、保育園廃園条例の公約違反と法的判断への対応は、子育て世代の信頼をおおきく損ねました。さらに、市民の合理的な声や陳情を退け、一方的な意思決定を進める姿勢は、市政運営における深刻な課題となっています。

新庁舎・新福祉会館建設の打開策においても、合意形成を軽視した意思決定が繰り返される可能性に対し、私は深い懸念を抱いています。

4. 信頼回復への道:市民・専門家との対話と協働

現状を開き、市政が健全な運営を確立するために、市長は自身の執行権の行使について深く省察し、市民の信頼回復に注力することが不可欠です。曖昧な「検討中」という表現を排し、現設計案(市長案)の建設費用を明確にするべきです。建設会社への精算見積もり依頼とその客観的金額の議会・市民への速やかな提示が、次の段階へ移行するための必須条件であることを深くご理解ください。

また、単なる多数決に依拠するのではなく、市民の声に真摯に耳を傾け、専門家の知見を尊重し、建設的な対話を通じた合意形成プロセスの再構築を強く求めます。

5. 未来への責任:市民が誇る庁舎のために

小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業は、単なる公共事業ではありません。それは、小金井市の未来を築き、市民の生活と文化を支える拠点となるべきものです。市長には、自らの権限行使において市民の意向を尊重し、真摯な対話を通じて合意形成を図る責任があります。市民が誇りを持てるような、機能的かつ公共的価値の高い空間を創造することこそが、今、市長に最も強く求められる行動です。市民の願いが息づく庁舎を築き、市政への信頼を取り戻すことを切に願います。

陳 情 文 書 表

✓ 陳情第 125 号

その 4 小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業

課題の本質と変革への提言に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 1 月 20 日
(西暦 2025 年)

陳情 代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]	
	氏 名	住田 たつのり (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)	ほか 人
	連 絡 先	([REDACTED])	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]	
	氏 名	住田 たつのり	
	連 絡 先	([REDACTED])	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 ク 年 / ヲ 月 / ヲ 日		16:55		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	議長	西村	伏見	鶴見	原藤

議 事 係



令和7年1月25日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

その4 小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業

課題の本質と変革への提言に関する陳情書

1. 入札不調が示す組織変革の必要性

小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業において、今年度二度にわたる入札不調という事態が現実となった。これは、硬直化した現設計案(市長案)を見直し、新たな方向性を模索するための重要な契機であると認識される。過去の事例が示すように、外部からの圧力や予期せぬ事態は、組織が自己のあり方を根本から問い直し、変革を遂げる好機となります。

現在の小金井市行政当局においても、この難局に対し、いかなる対応策を講じるべきか、深く検討されていることと推察します。この事業の停滞は、単なる経済的要因にとどまらず、公共建築の計画策定プロセス、民主的意志決定の透明性、そして執行権の適正な行使という、市政の根幹に関わる本質的な課題を示唆しています。

2. 「過去の決定は絶対」という思考の限界と変革の兆し

行政が「過去に決めたことは絶対に変えない」との姿勢を堅持し、議会が「市民一人の声で変わるものではないし、変えたら議会を否定することになる」という硬直した思考に陥っている状況は、野中郁次郎氏の著書『失敗の本質』が指摘する「自己変革できない組織はいずれ持続可能性を損なう」という教訓と深く重なります。環境の変化を認識せず、過去の慣習に固執し、外部からの合理的な批判や提案を排斥する組織は、やがて時代に取り残され、その存在意義すら危うくします。

その一方で、11月議会において、市長部局が建設費増額、建設費抑制のための設計見直し、入札・契約条件の見直し、そして事業の中止・延期という四つの方針すべてを検討していると表明したことは、二度の入札不調が意味することと市政全般への影響を

深く考慮し始めたことの表れであり、「過去の決定は絶対」という硬直した思考に、僅かながらも変革の兆しが見え始めたものと認識されます。

昨年の住民投票に反対した会派の議員構成は、この春の選挙で大きな変化はないと思受けられます。このような状況下で、新人議員を含む多くの議員が、市民全体の費用負担の軽減、大規模災害からの安全確保、そして市民の希望を反映した建築計画という本質的な課題に対し、現設計案(市長案)の妥当性を冷静に検証することなく、

「案を変えたら、議会の存在意義が問われてしまうではないか、だから変えてはいけない、変えられない」の一点張りを押し通すことは、まさに『失敗の本質』が指摘する組織の硬直化と言わざるを得ない。公職者として、その困難を乗り越え、市民の期待に応える真摯な姿勢こそが、今、議員各位に求められています。

3. 市長の執行権と市政運営における課題: 本質的価値の追求

市長は、市政執行の唯一の権限者として、その権限を市民全体の奉仕のために行使する重い責務を負う（地方自治法第1条の2）。しかし、過去の公約違反や、保育園廃園問題における子育て世代の信頼を損ねた経緯は、市民の間に深い不信感と疑惑を生じさせています。

市民の合理的な声や真摯な陳情を退け、権限を背景に「数の力」で本質的な価値の追求を怠る市長の姿勢は、過去の公共事業において民意や専門家の意見が軽視され、結果として市民に不利益をもたらした事例（例：豊洲市場移転問題（築地市場の事業者と市民の意見反映）・長野オリンピック後の施設維持費問題）が示す教訓と重なりかねない。「数の力」による政治が、新庁舎・新福祉会館建設の打開策においても、市民の真の利益を損なう判断へと導く可能性は、市民にとって深刻な懸念材料となっています。

住民自治の理念（地方自治法第1条の2）に則り、市民の生活の質の向上に資する市政運営が、今こそ強く求められます。

4. 「数の力」の真意と住民投票の妥当性: 市長への提言

ここで言う「数の力」とは、単なる多数決の論理ではありません。それは、市民の将来にわたる安全・安心・発展に寄与する意見を真剣に議論し、広範な合意形成を通じて共有される市民意思の総体であると理解すべきと考えます。

この「数の力」を最も的確に確認する方法の一つが、住民投票です。市長は「住民投票条例の制定の請求があった場合においては、当該請求に係る住民投票を自ら行うことができる」（地方自治法第74条第1項）という権限を有する。二度の入札不調という非常事態を経て、計画の根幹に対する市民の疑問や不安が募る今、市長が自らその権限を行使し、市民の真意を問うことは、リーダーシップの発揮であり、市民のための市政を体現する行動であると強く提言します。

住民投票の実施は、市民の真意を直接的に把握し、事業推進における強力な正当性を確立するとともに、これまでの不信感を払拭し、行政と市民の信頼回復に繋がる重要な契機となるでしょう。

5. 市民の決意：法に基づく対抗措置の検討

もし、来る12月議会において、行政と議会が依然として「変えられない、変えてはいけない」という姿勢を堅持し、市民の合理的な訴えを無視し続けるならば、市民の一人として、また専門資格を有する者として、これ以上の看過は困難であると判断します。その場合、市民の権利を行使し、以下の法的対抗措置の検討を明確に表明します。

・**徹底した情報公開請求の活用：**市長部局が「検討中」とする具体的な内容、二度の入札不調に至る詳細な経緯、現設計案の精算見積業務に関する情報、サウンディング調査の結果とその反映状況など、未公開の情報について、小金井市情報公開条例に基づき開示を求めます。事実関係の徹底した解明と、公正な情報開示を求めます。

・**住民監査請求の提起：**二度の入札不調が、行政の不適切な意思決定や予算執行の不当性・違法性に起因するものではないかについて、監査委員に調査・監査を請求する（地方自治法第242条）。これにより、行政の財務や事業運営の適正性を法的に問い合わせ、その責任を明確化と考えます。

・**住民訴訟の提起：**住民監査請求の結果に不服がある場合、あるいは監査請求を経ずに、現設計案の推進が著しく不合理であり、市民に不当な負担を強いる、構造方式の非合理性が利用者の安全性を損なうなどの違法性・不当性があると判断される場合には、地方自治法第242条の2に基づき住民訴訟を提起することも視野に入れる。司法の判断を仰ぐことは、行政と議会に対し強い是正圧力をかけ、硬直した思考を根本から改める契機となり得ると考えます。

6. 市長及び議会への提言：未来を拓く自己変革への期待

これらの法的対抗措置は、法令に基づき、市民の権利を行使する冷静かつ最終的な手段である。小金井市行政と議会が、この警告を真摯に受け止め、市民の声を無視し続けることの重大な結果を深く認識することを求める。

特に、新人議員各位におかれては、会派の方針と市民の真の利益との間で葛藤が生じる場面もあるかもしれません。しかし、歴史が示すように、限られた情報と時間の中でも、真摯に学び、信念を持って行動することで、組織や社会を大きく変革した事例は少

なくありません。

多額の税金が投じられる公共建築であるからこそ、公職者として、現設計案と市民から提案されている対案（市民案・見直し案）を比較検討することは、最も基本的な責務です。この比較検討は、単に優劣をつける行為ではありません。現設計案と市民案の意図と内容を、多角的な情報収集と議論を通じて深く理解するためのプロセスです。

このプロセスを通じて、議会全体の庁舎建設に関する議論が深まり、市民に真に資する将来の小金井市に必要な意識が醸成されることを期待されています。公職者として、納税者への敬意を忘れず、今回の比較検討を丁寧かつ徹底して行うことが求められます。

いかなる困難な道も最初の一歩から始まるように、今、議員各位に求められるのは、会派の枠を超えて現設計案（市長案）と市民案（見直し案）の質の相違を深く知ることです。「なぜそうなるのだろう、その根拠は何か、なぜ、どのような視点が不足していたのか」と自身の考えを反復し疑問を解決し続ける探究心とぶれない信念に至ること。そして、その信念に基づき、会派の方針をも動かし得るだけの知見と責任感が、まさにこの小金井市全体において期待されおり、その結果は必ず政策(設計)の質を継続的に高めていくものと確信しています。

自己変革を怠り、市民の願いを顧みない組織に未来はありません。「建築は人を幸せにするためにある」という原点に立ち返り、今こそ賢明な判断と行動を強く求めます。

7陳情107号 資料

20210621(月)

庁舎等建設及び公共マネジメント推進調査特別委員会

白井亨委員長に対する要望書

市民有志の「庁舎と福祉社会館の建設を考える会」は 以下を要望します。

2020年2月に行われた基本設計に対するパブリックコメントの真摯な検討と設計への反映、その後起きた新型コロナ感染症による経済の悪化に伴う歳入の減少は避けられない。建設費に充てられる金額はいくらなのか？「実施設計が完了しないとわからない」との市の言葉を鵜呑みにして「座して待つ」のではなく、当委員会が中心となり自ら専門家の知見を借りて主体的に目標額を定め、行政側と共有することである。昨年2月以降続々目標金額が「ない」取り組みは設計とは言わない、言葉は悪いが「博打」のようなものである。支払える建設費を早急に定めて今年度の委員会を開始してほしい。

この活動は透明性と公平性(市長案と市民案の本質的な違いを知らないことで市民一人ひとりが不利益を受けない努力を行う)に留意し、市民に説明する機会と場を設けることを要望します。

特別委員会活動の改革にあたって

- 1 **昨年度の委員会運営を振り返り、反省をおこなって、今年度の目標を共有してほしい。**
(各会派の都合、経緯、貸し借りによって市民の利益がゆがめられないこと)
- 2 **専門家の意見を反映できる特別委員会の仕組をつくり」望んでほしい。**
(専門的な知見、判断を要する事案は A～D の専門家と共に市民にとって最適な解を追求する)
A 建築学及び建築経済 B 都市防災(中村八郎氏に依頼するなど)
C 財政(自治体問題研究所) D 行政(東京学芸大学)
- 3 **科学的(数値・事実事例等の根拠)・合理的に進めていく委員会の仕組みをつくり臨んでほしい。**
(小金井にとって明るい未来はどの方角にあるかを見通すための仕組みを考えてほしい)

委員会において協議してほしい事項

- 1 基本設計案とパブリックコメントを反映した市民案の本質的な違いを整理し、市民に信を問うこと。
- 2 実施設計をこのまま進めるか、いったん中断して見直すかその是非について住民投票を行うこと。
- 3 建設敷地浸水回避案は最低でも C 案：東京都建設局に参考意見を聴取し市側と共有すること。
- 4 委員会から敷地浸水問題の一連の経緯についてその責任所在と費用負担の在り方について小金井市顧問弁護士(石津廣司氏)に当委員会から法的整理と見解を求める事。
- 5 「いつまでに・誰が・何を：やることリスト」をつくり、今年度の目標と役割を定め委員会を開始すること。

以上

意見書 5 KN

① 複雑な建物計画の問題点

・耐震建物である福祉会館の 4 階柱上に免震建物の一部を載せる計画となっているため、庁舎建物の免震ゴム位置は B1 階柱頭と 4 階柱頭の 2 か所に分散することになり、免震時には非常に複雑な変形をすることになる。そのため、構造体の設計が複雑になるだけでなく、床・天井・壁に複雑なエキスパンションカバーを設ける必要があり、初期建設費用が高く、また将来メンテナンスも大変である。

本来この複雑な計画に至ったのは清掃施設を避けて庁舎・福祉会館を建設するためであったはずだが、現在は既に清掃施設は無くなっている。この複雑な建物計画を採用する理由はない。まだ新庁舎の建設工事が開始されておらず、現在であれば計画を適切に見直すことが可能である。

② 複雑な計画の必要性の疑問

・耐震建物の 4 階柱は柱頭免震を採用しているため、非常に太い柱となっている。また免震ゴム上部が地震時に大きく水平に動くため、周囲と衝突しないようにクリアランススペースを確保する必要があり、この 4 階の空間は有効に使えるスペースが少ない状態となっている。見直し案は柱頭免震ではないため、このような制限が無く、同じ床面積でも使い勝手に影響が無い。

③ 柱頭免震の制限と見直し案の優位性

・地下駐車場部分にも柱頭免震を採用している。建物基礎の下に免震を設ける基礎免震に比べれば地下の掘削量を少なくすることにより建設費は安くなるが、免震の下部柱が太いため地下駐車台数が減少している。

そもそも清掃施設が無い現状の建設地の状況において、建設コストのかかる地下駐車場を設けて駐車台数を確保するのが最善の計画とは言い難い。

④ 地下駐車場の問題点と再検討の必要性

・現行案の着工予定日は 2025 年 7 月となっている。仮に「見直し案」へ変更した場合、同一設計者が基本設計に戻って実施すれば、これまでの基本的な検討を基にすることで再設計をしても大臣認定、確認申請を含めて 1 年程度で完了できると思われる。竣工が当初予定より遅れることにはなるが、建物の性能や使いやすさの向上に加え、イニシャルコスト・ライフサイクルコストの大きな削減が見込まれるため、再検討すべきと考える。